

平成 29 年 6 月 1 日現在

機関番号：32660  
 研究種目：基盤研究(C) (一般)  
 研究期間：2013～2016  
 課題番号：25370311  
 研究課題名(和文)自分が自分のものでなくなること ディケンズの訪米にみる自己に対する所有権の侵害  
  
 研究課題名(英文)He was not his own man-Dickens' losing proprietorship over himself in the U.S.  
  
 研究代表者  
 松本 靖彦 (Matsumoto, Yasuhiko)  
  
 東京理科大学・理工学部教養・教授  
  
 研究者番号：10343568  
 交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：「所有権」の観点からディケンズの2度の訪米体験を再考した結果、次の成果が得られた。(1)初渡米時の彼を激怒させたもの(国際著作権の不在、名士扱い、奴隷制)はいずれも(自己に対する)所有権を奪われる不当さに関わる問題であったことが明らかになった。(2)第一次訪米直後には、アメリカのメディアに見られる黒人奴隷の身体に加えられる暴力表象の野蛮さに激昂していた彼が、第二次訪米時には黒人には選挙権を有する資格なし という見解を漏らしているが、この「変節」を1850年代から1860年代におけるヴィクトリア朝人種観の変容の中に位置づけることができた。

研究成果の概要(英文)： This was a research project which aimed to show how much of his U.S. trips were about owning something or somebody (when it comes to slavery). In other words, it was a reassessment of his attitudes towards the rights of property during those periods.  
 The following are the two major findings. (1) The three major problems that harassed Dickens during his first trip, (namely, the absence of international copyrights, lionisation, and slavery) were all issues concerning proprietorship or the rights of property. (2) His attitude towards black (ex-)slaves seems to have gone through a considerable change between his 1st trip (when he sounded almost like an abolitionist) and the second, during which he wrote to his friend about 'the melancholy absurdity of giving these people [=black freedmen] votes.' Dickens is limiting their political ownership here, and this change of his can be contextualised in a shift in the Victorian attitudes towards race that occurred during the 1850s and 1860s.

研究分野：英文学・ヴィクトリア朝文化

キーワード：ディケンズ 所有権 奴隷制 ヴィクトリア朝

## 1. 研究開始当初の背景

本研究代表者が本研究に着手した当初の背景と経緯は以下の通りである。

### (1) 先行研究・研究動向

ディケンズとアメリカとの関係に焦点をあてた研究はマイケル・スレイターの *Dickens on America and The Americans*. (1979) から始まった。同書は、初渡米したディケンズがアメリカの何に失望し、それに作家としてどう反応したか、問題点を整理している。これ以降、この主題についての重要な先行研究が断続的に生まれた。

第一次渡米が作家としての彼の転機となったことを初めて集中的に論じたのが、アレグザンダー・ウェルシュの *From Copyright to Copperfield: The Identity of Dickens*.

(1987) である。この研究の特筆すべき点は、アメリカにおける国際著作権不在の問題とディケンズの自己認識の問題を結びつけたことである。

著作権という社会的問題と作家の人物造形における深化(進化)とを結びつけたウェルシュの研究も踏まえながら、「転機」の意味を別の角度から掘り下げたのがジェローム・メッキヤーの *Innocent Abroad: Charles Dickens's American Engagements*. (1990) である。メッキヤーは、第一次訪米で自分が理想化していた共和国に「裏切られ」、悲観的な世界観をもつように至ったディケンズが、それ以降より深く人間の暗部を抉る作家へと成長していく、と論じている。

一方で、*Charles Dickens' Quarrel with America*. (1984) のシドニー・モスは、ディケンズとアメリカ(メディア)との確執を詳細に論じている。モスは、ディケンズの奴隷制への激しい批判には彼の著作権問題をめぐるアメリカへの憤懣が流れ込んでいると示唆しているが、本研究代表者はここから著作権問題と奴隷制を結びつける1つの手がかりを得た。

近年、個別の作家研究、国別の文学、歴史、文化研究の枠組みを超えて、英米間の文物の交流や相合影響に着目した transatlantic な研究が進んだ結果、この「ディケンズとアメリカ」という主題に関しても注目に値する著作や論考が散発的に発表されている。

その中でも特に、従来は別々の問題として捉えられてきた、国際著作権不在と奴隷制の存在を関連づけようというメレディス・マギルの試み(2003)は注目に値する。

一方、国内での先行研究は手薄で、川澄英男の『ディケンズとアメリカ 十九世紀アメリカ事情』(1998)の他、特筆すべきものは無い。

国内外の先行研究を土台にして、独自の観点から調査を進めれば、この主題に関する新たな学術的貢献が可能なのではないかと考えた次第である。

### (2) 着想の経緯

第一次訪米時にディケンズを大いに失望かつ憤慨させることになった3つの問題(国際著作権の不在、名士扱い、奴隷制)を共通の理由から説明した先行研究は例がないが、そのような説明は「自由」の概念を「自己に対する所有権」として捉え直すことによって可能になるのではないかと着想した。また、この着想を奴隷制や差別的な人種観に適用すれば、それらの是非を倫理的な観点から論ずることによっては得ることができない新たな知見が得られるのではないかと考えた。

## 2. 研究の目的

本研究代表者は、以下の2点を主な目的として本研究に着手した。

(1) ディケンズ初訪米での幻滅を「所有権」で論じる 国際著作権の不在と奴隷制、それに度を越した名士扱いという3つの問題を結びつけ、初の渡米時に彼が米国に幻滅した最大の理由が結局は「自己に対する所有権」を奪われるという問題にあったことを示すこと。

(2) ディケンズの第一次訪米と後の公開朗読とを結びつける 彼が第一次訪米中に見学した種々の不自由の形態(障碍者や独房の囚人の姿)と、名士扱いによって自らの自由を奪われるという経験が、後に彼が自作の公開朗読に傾倒する遠因になったことを示すこと。

## 3. 研究の方法

「自由」の問題は「自己に対する所有権」の問題として読み替えが可能である、という仮説を理論的主軸として、ディケンズの第一次、第二次訪米それぞれの前後数年を含んだ1840年代から1860年代の30年間を範囲とし、彼が著作(書簡含む)の中で所有権に対してどのような態度をとっているか調査し、それとディケンズ個人およびヴィクトリア朝社会における「自由」観、人種観との間に関連がないか探る。

## 4. 研究成果

(1) 本研究には、年度ごとに以下のような成果があった。

平成25年度

本研究の基調となる論考を、共著『ヴィクトリア朝の都市化と放浪者たち』(音羽書房鶴見書店)所収の第2章「自由の国」での不自由な旅人 ディケンズの訪米体験再考」という形で発表した。同論考の最も重要な論点は、初渡米でディケンズを失望させたものは究極的には「自己に対する所有権」を脅かされる(奪われる)という体験だったという指摘である。

1842年、初の渡米を果たしたディケンズは3ヶ月足らずで「これは私が見に来たはずの

共和国ではない」という失望を友人宛書簡で吐露しているが、これは「自由の国」であるはずのアメリカで、彼が甚だしい不自由を目撃しただけでなく身をもって体験したことに依るところが大きい。その不自由とは、彼が目にした奴隷制、監獄制度、障害者、加えて国際著作権支持を求めて発言した彼への激しい批判、また度を越した名士扱い等と様々な形をとっていたが、同論考ではそれら不自由をすべて所有権の問題と絡めて考察した。

『アメリカ紀行』(1842)の記述において突出した「不自由」は最終章で論じられる「奴隷制」だが、この章では彼本来の想像力や描写力が発揮されていない。一方、触覚以外の五感を損なわれた障害者ローラ・ブリッジマンを扱った章と、徹底した孤独を通して囚人の更生を図る収監制度「分離方式」を採用した懲治監の記述には、ディケンズらしい想像力と思考の道筋が窺える。同論考では、まずこの2つの不自由の形態が彼の想像力の中で連続していること、またそれら不自由が(自己に対する)所有権を損なわれることに直結していることを論じた。また、『アメリカ紀行』では詳らかにされていないが、渡米中のディケンズに深刻な不自由を味あわせた国際著作権の問題と名士扱いとが、いずれも所有権に絡んだ問題であることを指摘し、それは彼が公に糾弾していた奴隷制の問題とも関連があることを示唆した。

#### 平成 26 年度

この年度は、ディケンズに劣らず特筆すべき形で著作権問題に関わった作家マーク・トウェインについて調査をすすめ、その成果に基づいてトウェインとディケンズを著作権問題の観点から比較した論考を、2014年6月21日に明治大学で開催されたディケンズ・フェロウシップ日本支部と日本マーク・トウェイン協会合同大会のシンポジウム「『アメリカ紀行』を手がかりに」において口頭発表した。

その発表の際に、質疑応答を通して、また当日の参加者との情報交換を通して得られた指摘や疑問点をもとに当日の発表原稿に修正・加筆を施した論考を作成した。

以下に示すように、トウェインとディケンズを比較することで、それぞれの作家・表現者・経営者としての特質が明らかになる一方で、本研究で扱うべき所有権問題の焦点も絞られてきた。

自作の海賊版がアメリカで横行していることに業を煮やしたディケンズは、1842年の第一次訪米時、英米間の国際著作権協定締結を求めたが、現地のメディアから手酷い批判を受け、成果を出すことができなかった。しかし、彼は1867-68年に行った全米公開朗読ツアー(第二次訪米旅行)においては、海賊版の被害を被ることなく独占的に自らのauthorshipを発揮することができた。

一方、トウェインの場合は、最も生産的かつ見栄えの良い形で自分のauthorshipを発揮することを求めていたのであり、状況に応じて著作権という制度への距離や活用方法が自然と変化している。

いずれの場合も、自らの所有の形態をどのようにデザイン、管理、経営していくかという問題が、作家・経営者としての進化に直結していることが明らかになった。

#### 平成 27 年度

この年度は、まず本研究のそれまでの成果の一部を「Authorship と Expectations 著作権問題からみたディケンズとトウェイン」という論考の形で学術誌『マーク・トウェイン 研究と批評 第14号』に発表した。

この段階で確認できたのは、1842年の第一次訪米の際、ディケンズを激怒させた3つの問題 英米間の国際著作権不在、過剰な名士扱い、奴隷制 がいずれも所有権という根を同じくした問題である、ということである。これは、本研究の考察の起点であり、基調でもある「自由」の問題を「自己に対する所有権」の問題として読み替える という試みに成果があったことを示すものである。

平成 27 年度の本研究は、上記論考の段階から更に調査と考察を進め、補助金交付を活用した国外資料(史料)収集を経て、南北戦争前のアメリカ南部において「自由」を意図的・戦略的に所有権の問題として扱った実例を確認することもできた。物品とみなした奴隷(の身体・生命)には保険をかけることができたが、それによって保険契約主は実質的にその身柄を買い取ることが可能になったのである。奴隷の方はその保険契約者に対して保険金全額を労働で支払うことによって自由を獲得することができた。これは奴隷をいったん物とみなすことによって、人種を根拠にした奴隷制の桎梏から(経済的に破綻すれば人種を問わず誰にでも陥る可能性のある)負債奴隷の立場にまでその身分を移行させる戦略である。

この年度中の研究推進の結果、ディケンズの思想・作品に上記の読み替えを適用することによって新たな知見を得ることを目論む本研究の焦点の1つが、(アメリカ南北戦争前後の黒人奴隷の法的立場を含む)ヴィクトリア朝の人種観に絞られてきた。

#### 平成 28 年度

最終年度は、以下のような研究成果が得られた。

前年度までと同様、本研究の起点ならびに基調である概念的読み替え「自由」という人権に関わる問題を「自己に対する所有権」の問題として捉え直す を用いて、本研究にとって核心的といえる次の問題の考察に取り組んだ。

即ち、ディケンズは人道的な見地から長年

文筆ならびに慈善活動を通じて社会改良に取り組んだ作家だが、1840年代から1860年代末にかけて彼の(米国)黒人に対する態度は、その博愛主義的な名声に似つかわしくない変節を見せているように思われる。その変化はどのようにして生じたのか、という問いである。

その「変節」とは次のようなものである。第一次訪米直後に出版された『アメリカ紀行』では、米国南部のメディアに見られる黒人奴隷への暴力の表象に激昂していた彼が、第二次訪米(1867-68)中には、友人宛ての書簡の中で、黒人は明らかに知性の劣った存在であり、彼らに選挙権を与えるなど愚の骨頂であるという内容の紛れもなく人種主義的な私見を述べているのである。

狭義の作家研究の範囲ではディケンズの人種観を正面から扱った先行研究が乏しいため、当該年度においては、文学研究文献を離れ、ヴィクトリア朝や米国南北戦争に関する資(史)料を通じて、1850年代から南北戦争を挟んだ60年代にかけてヴィクトリア朝人の人種観特に黒人(奴隷)観がどのように変遷したかを調査・考察した。

その結果、1850年代の進化論的人種観の台頭、植民地経営での失敗を経て、1860年代のヴィクトリア朝社会は、下層階級ならびに異人種に対する態度を硬化させており(彼らは敬意をもって遇するに足る資質を有していないと見なされた)、ディケンズの「変節」はその同時代の変化をそのまま反復しているに過ぎず、特筆すべき個性も文学的創造性も欠如した態度であったことが分かった。

(2)全研究期間を振り返ると、本研究成果については以下のような総括的評価をすることができる。

「自由」の問題を「自己に対する所有権」の問題として読み替えることによって「2. 研究の目的」の(1)については完全に遂行することができた。

また、第一次訪米の際、ディケンズを激怒させた3つの問題 英米間の国際著作権不在、過剰な名士扱い、奴隷制 はいずれも所有権をめぐる問題であり、彼は所有権を奪われる不当さに対して反応していたことを明らかにすることができた。

加えて、第一次訪米直後にはアメリカのメディアに見られる黒人奴隷の身体に加えられる暴力表象の野蛮さに激昂していたディケンズが、第二次訪米時には黒人には選挙権を有する資格なしという見解を表明するようになるという、「変節」を1850年代から1860年代にかけてのヴィクトリア朝の人種観の変容の中に位置づけることができた。

その一方で、本研究代表者の関心がヴィクトリア朝英米社会における黒人の立場に大きく傾いたため、「2. 研究の目的」の(2)については十分な考察を進めるには至らなかった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

松本 靖彦

「Authorship と Expectations 著作権問題からみたディケンズとトウェイン」

『マーク・トウェイン 研究と批評 第14号』、南雲堂、2015、48-56

〔学会発表〕(計1件)

松本 靖彦

「Authorship と Expectations 著作権問題からみたディケンズとトウェイン」、ディケンズ・フェロウシップ日本支部・日本マーク・トウェイン協会合同大会(於明治大学)、2014年6月21日

〔図書〕(計1件)

松本 靖彦

小池滋、武井暁子、松本靖彦、要田圭治、閑田朋子、梅正行、田中孝信 著、『ヴィクトリア朝の都市化と放浪者たち』、音羽書房鶴見書店、2013、288、75-111

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

松本 靖彦 (MATSUMOTO, Yasuhiko)

東京理科大学・理工学部教養・教授

研究者番号：10343568